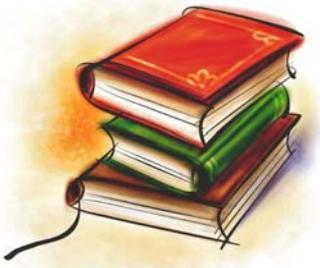


債権者保護から自己責任へ



(7月のごあいさつ)

平成23年7月13日(水)

6月には台風が2個(度)来て、完全な真夏になりました。30℃は超えています、木陰は風が涼しく、本土の38℃にはびっくりしています。

明治32年に施された商法は、大陸法系(成文法)の**債権者保護**(会社の純財産の維持)を法理念とするものであった。

それは**株式会社制度**(株主有限責任、株式譲渡の自由等)という資金調達(直接金融等)に有利な仕組みに対し、銀行等の**間接資金提供者**の債権の保全という観点から**債権者保護**の必要が生じた。しかし会社法になって資本は、貸借対照表上の一つの計数に過ぎないものとして捉える立場へと変化した。計算上も自己資本を純資産に名称を変えて、単に**資産と負債との差額**とすることになった。

「旧商法は、利益の配当というきわめて限られた場合のみ資本を会社財産の維持のための道具に使っているにすぎず、事業損失との関係では資本は何の役割も果たしていない。単なる貸借対照表上の計数にすぎず、現実の会社財産との関係では、まったく意味のないものという整理をしている」(那谷大輔・和久友子編著 会社法の計算評解 2006年中央経済社)という。

そして会社法は、情報提供機能の重視と債権者の自己責任の観点から大幅に改正された。**グローバル化の進展、IT技術の活用**などに伴う**時価基準の適用**や**利益分配の多様化**などの下、**情報提供機能が重視される**ようになった。

現代社会においては、「**市場原理**」のうえに立った「**自己責任原則**」が前面に押し出されて、原則として経済主体が「**自己の自由意思**」をもって、「**自らの判断で経済活動を営む**」のである。そこでは、政府が事前に市場に介入し、経済活動を規制することをしない反面、各経済主体の行動結果については「**自己責任**」をもって応じなければならないことが想定されている。

このような環境理解が背景にあって、会社法では「**債権者保護**」に代替する形での「**開示の充実**」となったという理解である。

しかし乍ら、現実に投資者、債権者の自己防衛のための**開示の充実**がなされているか否かという点は上場会社を除き、必ずしも充分とは言えないのが現状である。資本の減少、合併、自己株式の取得などの場合の債権者保護手続ではなく、日常の中小企業の取引の安全のためにも、**開示の充実**は極めて重要であるが、その点については法律も、会計実務も充分であるとは言えないのではないか。